

環境委員会資料

令和8年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第19号 川崎市貸切自動車条例の一部を改正する条例の制定について

資料：国の公示運賃を踏まえた本市貸切バス運賃・料金の改定について

参考資料：新旧対照表

令和8年2月9日

交 通 局

国の公示運賃を踏まえた本市貸切バス運賃・料金の改定について

1 本市貸切バス事業の概要

○特徴

- 路線バスタイプの車両で、小中学校や民間企業等の一般貸切輸送、競輪輸送（川崎駅～川崎競輪場の貸切輸送）を実施

○令和6年度実績

- 総件数 343件（一般貸切輸送 35件 競輪輸送 308件）

○運賃の設定状況

- 条例で上限額、条例施行規程で下限額を設定
※学校、保育園等の福祉施設は割引の対象とし、下限額を適用

区分		従来の公示 (R5.8～)	貸切自動車条例 上限額	同条例施行規程 下限額
運 賃	時間制運賃 (1時間あたり)	大型車	6,580	7,680
	キロ制運賃 (1kmあたり)	大型車	160	170

一般 学校・福祉

2 貸切バス事業に係る国の動向

○公示運賃・料金改定の経過

◇平成26年3月26日

- 平成24年4月の関越道高速ツアーバスの事故を受け、貸切バスの安全性向上のため、時間制・キロ制運賃を併用する制度において、新たな運賃・料金の上限額と下限額を公示

◇令和5年8月25日

- 運賃・料金制度の見直しがあり、運転手不足の解消、さらなる安全への投資を目的に、上限額を撤廃し、下限額を公示
- 学校、福祉施設に対する2割・3割の割引規定を撤廃

◇令和7年9月26日

- バス運転手の処遇改善や安全投資への取り組みを一層促進するため、公示運賃・料金を増額改定

区分		新たな公示 (R7.9～)	従来の公示 (R5.8～)
運 賃	時間制運賃 (1時間あたり)	大型車	7,190
	キロ制運賃 (1kmあたり)	大型車	170

区分		新たな公示 (R7.9～)	従来の公示 (R5.8～)
料 金	交替運転者	時間制運賃 (1時間あたり)	2,670
	配置料金	キロ制運賃 (1kmあたり)	40

3 本市の新たな運賃・料金の概要

○運賃・料金設定の考え方

- 安全な運行を継続していくため、国の求める運賃水準を満たす運賃・料金を設定

◇一般利用

- 利用者の負担増が、5割を超えない範囲で設定
- 競輪輸送、イベント運行など経営基盤のある企業等との契約が多い

◇学校・福祉

- 学校、保育園等の福祉施設については、影響を最小限に抑制するため、現行同様割引の対象とし、下限額を適用

単位：円（税抜）

区分		新たな公示 (R7.9～)	従来の公示 (R5.8～)	貸切自動車条例	同条例施行規程
				上限額	下限額
運 賃	時間制運賃 (1時間あたり)	大型車	7,190	6,580	7,680
	キロ制運賃 (1kmあたり)	大型車	170	160	260
料 金	交替運転者	時間制運賃 (1時間あたり)	2,670	2,430	4,080
	配置料金	キロ制運賃 (1kmあたり)	40	40	60

一般 学校・福祉

4 収入見込み額

貸切乗車料収入

令和8年度予算額 62,594千円
(令和7年度予算額 39,996千円)

5 運賃・料金改定実施日

令和8年5月1日（条例施行日）

※議決後、国へ届出を行い、お客様への周知期間（1か月程度）を設けた上で実施

川崎市貸切自動車条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																								
<p>○川崎市貸切自動車条例</p> <p>平成17年2月23日条例第2号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(運賃及び料金)</p> <p>第2条 貸切自動車の運賃は、次の表に定める運賃の額の範囲内において交通局長が定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>運賃の種類</th><th colspan="2">運賃の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時間制運賃</td><td>1車1時間につき</td><td>11,000円</td></tr> <tr> <td>キロ制運賃</td><td>1車1キロメートルにつき</td><td>260円</td></tr> </tbody> </table> <p>2 貸切自動車の料金は、次の表に定める料金の額の範囲内において交通局長が定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金の種類</th><th colspan="3">料金の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">交替運転者配置料金</td><td>時間制料金</td><td>1車1時間につき</td><td>4,080円</td></tr> <tr> <td>キロ制料金</td><td>1車1キロメートルにつき</td><td>60円</td></tr> <tr> <td>深夜早朝運行料金</td><td colspan="3">午後10時から翌日の午前5時までの間における運行に係る運賃（時間制運賃に限る。）及び交替運転者配置料金（時間制料金に限る。）の額の合計額に5分の1を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>特殊車両割増料金</td><td colspan="3">運賃の額に2分の1を乗じて得た額</td></tr> </tbody> </table> <p>3 前2項に規定する運賃及び料金の適用並びにその計算方法は、交通局長が定める。</p> <p>第3条 交通局長は、必要があると認めるときは、運賃を割り引くことができる。</p> <p>第4条～第7条 略</p>	運賃の種類	運賃の額		時間制運賃	1車1時間につき	11,000円	キロ制運賃	1車1キロメートルにつき	260円	料金の種類	料金の額			交替運転者配置料金	時間制料金	1車1時間につき	4,080円	キロ制料金	1車1キロメートルにつき	60円	深夜早朝運行料金	午後10時から翌日の午前5時までの間における運行に係る運賃（時間制運賃に限る。）及び交替運転者配置料金（時間制料金に限る。）の額の合計額に5分の1を乗じて得た額			特殊車両割増料金	運賃の額に2分の1を乗じて得た額			<p>○川崎市貸切自動車条例</p> <p>平成17年2月23日条例第2号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(運賃及び料金)</p> <p>第2条 貸切自動車の運賃は、次の表に定める運賃の額の範囲内において交通局長が定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>運賃の種類</th><th colspan="2">運賃の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時間制運賃</td><td>1車1時間につき</td><td>7,680円</td></tr> <tr> <td>キロ制運賃</td><td>1車1キロメートルにつき</td><td>170円</td></tr> </tbody> </table> <p>2 貸切自動車の料金は、次の表に定める料金の額の範囲内において交通局長が定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金の種類</th><th colspan="3">料金の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">交替運転者配置料金</td><td>時間制料金</td><td>1車1時間につき</td><td>3,080円</td></tr> <tr> <td>キロ制料金</td><td>1車1キロメートルにつき</td><td>40円</td></tr> <tr> <td>深夜早朝運行料金</td><td colspan="3">午後10時から翌日の午前5時までの間における運行に係る運賃（時間制運賃に限る。）及び交替運転者配置料金（時間制料金に限る。）の額の合計額に5分の1を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>特殊車両割増料金</td><td colspan="3">運賃の額に2分の1を乗じて得た額</td></tr> </tbody> </table> <p>3 前2項に規定する運賃及び料金の適用並びにその計算方法は、交通局長が定める。</p> <p>第3条 交通局長は、必要があると認めるときは、<u>3割以内で</u>運賃を割り引くことができる。</p> <p>第4条～第7条 略</p>	運賃の種類	運賃の額		時間制運賃	1車1時間につき	7,680円	キロ制運賃	1車1キロメートルにつき	170円	料金の種類	料金の額			交替運転者配置料金	時間制料金	1車1時間につき	3,080円	キロ制料金	1車1キロメートルにつき	40円	深夜早朝運行料金	午後10時から翌日の午前5時までの間における運行に係る運賃（時間制運賃に限る。）及び交替運転者配置料金（時間制料金に限る。）の額の合計額に5分の1を乗じて得た額			特殊車両割増料金	運賃の額に2分の1を乗じて得た額		
運賃の種類	運賃の額																																																								
時間制運賃	1車1時間につき	11,000円																																																							
キロ制運賃	1車1キロメートルにつき	260円																																																							
料金の種類	料金の額																																																								
交替運転者配置料金	時間制料金	1車1時間につき	4,080円																																																						
	キロ制料金	1車1キロメートルにつき	60円																																																						
深夜早朝運行料金	午後10時から翌日の午前5時までの間における運行に係る運賃（時間制運賃に限る。）及び交替運転者配置料金（時間制料金に限る。）の額の合計額に5分の1を乗じて得た額																																																								
特殊車両割増料金	運賃の額に2分の1を乗じて得た額																																																								
運賃の種類	運賃の額																																																								
時間制運賃	1車1時間につき	7,680円																																																							
キロ制運賃	1車1キロメートルにつき	170円																																																							
料金の種類	料金の額																																																								
交替運転者配置料金	時間制料金	1車1時間につき	3,080円																																																						
	キロ制料金	1車1キロメートルにつき	40円																																																						
深夜早朝運行料金	午後10時から翌日の午前5時までの間における運行に係る運賃（時間制運賃に限る。）及び交替運転者配置料金（時間制料金に限る。）の額の合計額に5分の1を乗じて得た額																																																								
特殊車両割増料金	運賃の額に2分の1を乗じて得た額																																																								